

## 陸上自衛隊和歌山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストはオープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

## 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
67	胃内視鏡健診	和歌山駐屯地	8.3.31	7.10.21	7.10.28 10:00	7.10.28 10:00	無	

## 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒644-0044

住所 和歌山県日高郡美浜町和田1138

契約機関名 陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊（担当：上中）

電話番号 0738-22-2501（内線346） メール ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

# 見積書

件名リスト一連番号 67

見積金額 ¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	予定数量	単価	備考
1	胃内視鏡健診	仕様書のとおり	人	4		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		8.3.31	
落札方法		単価決定	見積書有効期間			
契約保証金		免除				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年10月28日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

# 市場価格調査書

¥

単価

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	胃内視鏡健診	仕様書のとおり	人	4		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		8.3.31	
落札方法		単価決定				

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

住所  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
胃内視鏡健診（胃がん検診）	作 成	令和7年10月20日	
	変 更		
	作成部隊等名	第304水際障害中隊	

## 1 総則

### 1.1 適応範囲

この仕様書は、和歌山駐屯地が部外医療機関において実施する胃がん検診（内視鏡検査）の役務について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書における用語の定義は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書における次の文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 対象者等

### 2.1 受検者の選定

- 胃がん検診時に服用する薬剤（バリウム、発泡剤等）の禁忌適用者
- 過去にピロリ菌検査で陽性と診断された者（除菌済みの者も含める。）
- 胃がん検診における要精査指示者
- 事前に官側の医官による指示書を受けた者（持参した者に限る。）

### 2.2 予定数量

受検者は約4名とする。

## 3 役務に関する要求

### 3.1 検診項目

胃がん検診

### 3.2 検診内容

内視鏡検査（観察のみ）

### 3.3 実施時期

契約決定日から令和8年3月17日とする。

### 3.4 実施場所

実施場所は、和歌山県御坊市又は日高郡美浜町の医療機関とする。

### 3.5 対象者の受付

契約の相手方は、検査予約の受付の際に、当該検査内容及びその範囲に関する説明を行った上で、予約を受け付ける。

### 3.6 前処置薬剤等

契約の相手方は、当該検査に必要な前処置薬剤等を対象者に事前に手配するほか、検査当日、検査に必要な医薬品や消耗品を用いて検査する。

### 3.7 検査前の説明

契約の相手方は、当該役務が胃がん検診として、内視鏡による当該臓器の異常の有無を確認するものであり、検査中に疑わしい組織採取の生検等及び更に精密検査等が必要な場合、受検者に当該検査の範囲外であることを説明し、同意書を取るものとする。

### 3.8 結果の報告

契約の相手方は、検査結果（様式適宜）を検査終了後に受験者へ直接提出する。但し、検査当日の提出が困難な場合、検査終了後2週間以内に郵送または持参により提出するものとする。

## 4 履行場所

契約の相手方の医療機関

## 5 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 6 その他指示

### 6.1 検査日時

検査日時は、事前に契約の相手方に対し、受検者が連絡及び調整を行うものとする。

### 6.2 疑わしい組織を見つけた時の処置

- a) 契約の相手方は、受検者負担による保険診療に切り替えて、引き続き組織採取による生検や別に精密検査を行うことができる。但し、事前に受検者には同意を得ておくこと。
- b) 契約の相手方で対応が困難な場合、他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずるものとする。

### 6.3 費用負担

検査に必要な材料等の手配、検査結果に疑義が生じて再検査が必要な場合、材料や報告書等の送付等に係る費用は契約の相手方負担とする。但し、保険診療に切り替えて検査を行った場合は、当該検査に係る費用を受検者へ請求するものとする。

### 6.4 個人情報の管理

- a) 契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、及び持ち出してはならない。また、個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約相手方が上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならない。

### 6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。